

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2 / 3 （賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は 3 / 4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

準備が整い次第、速やかに公募を開始します。

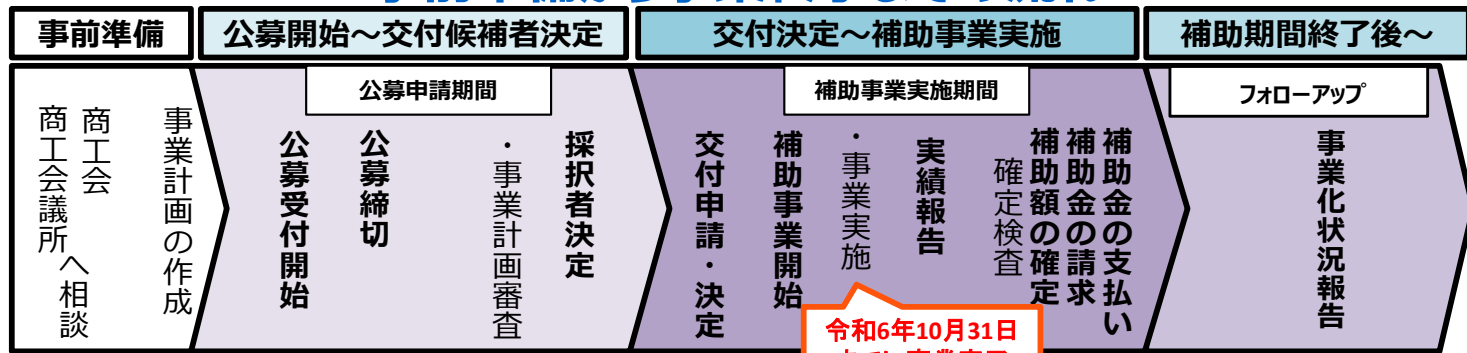
※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。



事前準備から事業終了までの流れ



令和6年10月31日
までに事業完了

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。

事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

※令和6年10月31日までに事業を完了し、令和6年11月10日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

- **賃金引上げ枠** ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者
(既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上)
- **卒業枠** ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- **後継者支援枠** ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- **創業枠** ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ**。

○ **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP :



[商工会地区HP](#)

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



[商工会議所地区HP](#)

03-6632-1502



[jGrants \(ID取得\)](#)